

22春闘  
全国統一行動  
3月10日開始  
重税反対行動  
3月11日



ホームページ <http://chibarouren.org/> メール [chibarouren@axel.ocn.ne.jp](mailto:chibarouren@axel.ocn.ne.jp)

第363号  
2022年  
2月21日

発行  
千葉県労働組合連合会  
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8  
自治体福祉センター3F  
電話 043 (225) 5576  
FAX 043 (221) 0138  
発行人 本原康雄 定価20円

第 363 号 URL 版 2022 年 2 月 28 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

# 敵基地攻撃能力保有の危険性

## 憲法を守り・いかに運動に全力を

岸田政権は、敵基地攻撃能力保有を明記する防衛計画大綱等の見直しや軍事費をGDP 2%にし大軍拡を進めようとしています。他国攻撃可能な武器の保有は違憲だという従来の政府答弁を見直す事に乗じ、「9条改憲」もこの機会に進めようと狙っています。改憲反対の世論を大きくしていきましょう。

### 国民感情あおるミサイル発射

10数年前から、北朝鮮によるミサイル発射のニュースが流され、異常なふるまいにより国民感情があおられています。

2022年に入り7回も発射するという危険な事態が報道されています。日本国民は自己防衛を意識させられています。北朝鮮の相次ぐミサイル発射は厳しく非難されるべきですが、「軍事対軍事」で問題の解決は出来ません。北朝鮮の核・弾道ミサイルを念頭において、「敵基地攻撃能力」保有の是非が、今夏の参議院選挙の重要な争点です。自民党は選挙政策で「保有」を掲げています。野党は「断固反対」の立場です。

### 敵基地攻撃を検討の対象に

敵基地攻撃で反撃を受けないためには、相手が反撃不能になるまで徹底的な先制攻撃をおこない、短期間で壊滅状態に追い込む事になります。そのために戦力の大量集中投下が必要になり、国民生活より戦争に向かう国づくりへの変化を余儀なくされます。平和憲法を持つ日本が、その様な選択肢を取る事は許されません。

### 敵基地攻撃能力は『報復攻撃』のため

岸田政権が検討を進めている「敵基地攻撃能力」保有の問題があります。安倍元首相が「敵基地攻撃」

憲法	各党の主な公約
自 民	改憲条文イメージとして①自衛隊明記②緊急事態対応③分区解消・地方公共団体④教育充実の4項目を提示しており、早期の改憲を目指す
公 明	9条への自衛隊明記に関し、多くの国民は自衛隊を違憲とみていない
立 民	憲法に基づく臨時国会召集要求後の召集期限規定や内閣がしつこくタイミングを選べる衆院解散の抑制等について憲法論議を進める。安保法制下での自衛隊明記は、集団的自衛権の一部行使容認を追認する事になる等の理由で反対
共 産	憲法全文を含む全条項を厳格に守る。安保法制や特定秘密保護法等の違憲部分を廃止し、コロナ過に乗じた憲法改憲に反対
維 新	9条も正面から改憲議論を行う
国 民	改憲に賛成とか反対とかは重要ではない。議論が大事だ
れ い わ	改憲を検討する前に現行法や法改正で出来る事を最大限に実行する
社 民	改憲ではなく憲法を生かす政治こそ必要。違憲立法に反対し、廃止を目指す。変えるべきは憲法ではなく、憲法理念をくらしに生かす事

各党の9条等に対する公約

は『日米同盟強化のため』とし、報復攻撃も辞さないという事を主張しています。「戦争放棄」を掲げる憲法 9 条と相いれないたくらみを許してはいけません。中国が覇権主義を強め、アメリカとその同盟国が中国包囲を強固にするので、日本も軍事対軍事の道に進むのか、憲法 9 条をいかした平和外交をすすめるのか、今、その岐路に立っています。

## 平和憲法の理念に基づいて

安倍元首相は当時「敵基地攻撃を目的とするものではない」と国会で答弁しました。安倍氏は「法整備は出来つつあるので、後は戦略に書き込み実行する事が大切」と語っていました。攻撃の矛先が北朝鮮と「南西沖」＝中国に向けられているのも大問題です。

岸田首相は、敵基地攻撃能力保有の検討は「国民の命や暮らしを守る為」と繰り返しています。憲法審査会での改憲議論に前のめりな与党は「憲法改正のどこが問題なのか」を不明なままにしています。

この間、安倍政権のもとでは護衛艦「いずも」の空母化や F35 ステルス戦闘機の大量配備など攻撃的かつ侵略的な自衛隊へ変質が進められています。「敵基地攻撃能力」を保有することは、加えて監視衛星、電子攻撃機、長射程ミサイル等をも装備する事です。それらにより自衛隊が先制攻撃に及ぶ危険もあり、武力装備に莫大な費用を要する事になります。

国連憲章は「紛争の平和的解決」(第 6 章)を原則とし、憲法も 9 条以外に、前文では「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあります。他国の「脅威」を強調し軍事で対抗するのではなく、対話と外交で解決すべきです。また、北朝鮮の移動式ミサイル発射機は約 200 機あり、全てを把握するのは現実的ではありません。



憲法改悪を許さない署名宣伝行動

## 夏の参院選挙は正念場

日本は、軍事力を持たない唯一の平和主義国家で、今まで戦争にはなりません。もし、日本が憲法 9 条を改正すれば、アメリカと他国との戦争に派遣を要請される可能性があります。

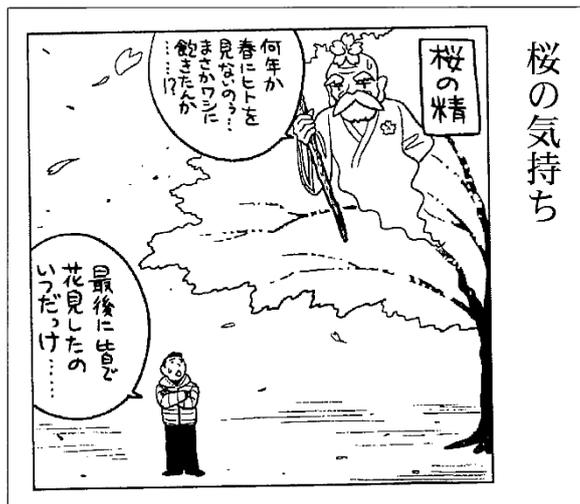
7 月の参院選の結果、いわゆる「改憲勢力」が衆参両院で憲法改正を発議できる「3分の2」を占める事になると、国会での改憲論議が本格化する事になります。平和の理念と軍事力の共存は、国際社会全体が抱える矛盾です。

岸田首相の「敵基地攻撃能力」は相手をせん滅する「打撃力」です。行使すれば全面戦争となります。この明白な憲法違反の検討は許されません。令和の時代に戦争への道へと一歩でも足を踏み出すのは時代と逆光しています。世論と運動を高め、岸田政権の企てを阻止することが必要です。千葉労連は、憲法共同センターに参加し、毎月第 2・第 4 火曜日に「憲法改悪を許さない全国署名」を広げる宣伝行動に取り組んでいます。改憲を断念させるまで行動を続けます。

改憲 NO の市民の意思を国会内外で広げるために、可能な形態での宣伝・署名行動、学習・講演会活動等を全県で一気に強め、夏の参議院選挙に向け、平和の大切さと尊さを語り広げていきましょう。

# 波濤

北京冬季オリンピックは、2月4日～20日まで、パラリンピックは、3月4日～13日まで行われる。コロナ対応は、中国国内で行動を押さえ込む等のゼロコロナ対策と検査を実施し、選手や報道陣には、外部との接触が全くできないバブル方式での対応とのこと。行動制限に関しては、例外なく厳しい対応になると想像するが、特例等無いようお願いしたい▼スポーツは文化だが、ビジネスの面もある。ビジネス面ばかりを追いかけては、人間の感動という心の豊かさを失うのではないかと▼人としての根源的な権利の侵害・抑圧は、健全な文化とは相容れない。みんなつながり、みんなで盛り上げていけるスポーツ文化の発展を心から望む。



【2面】

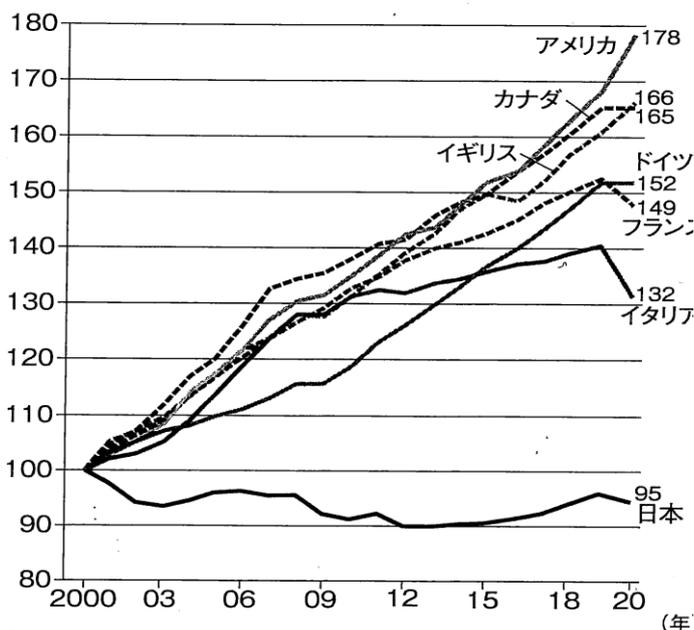
# ケア労働者の賃上げを突破口 全ての労働者の大幅賃上げ勝ち 取ろう

日本だけがコロナ禍でも実質賃

## 金下がる

「実質賃金が、20年あまり上がらないのは日本だけ」と、様々なマスコミで報道されています。OECD加盟諸国と比較しても、1997年をピークに日本の労働者の実質賃金だけが異常に下がっています。(図1)そこに度重なる消費増税、長引くコロナが不況に追い打ちをかけています。一方で、大企業の内部留保、株主への配当金は増え続けています。(図2)

1995年に、当時の日本経団連が打ち出した「新時代の日本の経営」を節目に、1999年には労働者派遣法が拡大され、正規職員から非正規・派遣職員への置き換え、成果主



3 図1 主要7カ国の名目平均年間賃金の推移

義の導入が進められました。

そして、終身雇用や年功序列型の給与体系が破壊され、弱肉強食の新自由主義経済が過度の競争と分断で今の格差社会が拡大してきました。全労連・千葉労連をはじめ労働組合は、市民と共同して「大企業・富裕層に応分負担を」「大企業は内部留保を吐き出し、大幅賃上げの実現を」等の声を挙げ続けてきました。そうした中で、賃金引き上げや大企業・富裕層への課税などが昨年の衆議院選挙の争点にもなりました。

## 賃上げ言わざるを得なくなっ

### た岸田内閣

安倍政権等、自公政権による格差と貧困の拡大の下で、岸田政権は「新しい資本主義」を掲げ登場しました。そして「分配と成長の好循環」の一環で「民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9000円）引き上げるための措置を、2022年2月から前倒しで実施」するとし、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を昨年11月19日に閣議決定しました。これは、これまで政府が進めてきた新自由主義的経済政策や賃金政策の誤りを認め、その転換を図った事に他なりません。労働組合や市民が長年にわたり取り組み声を挙げてきた運動の成果です。

しかし、岸田政権の示す賃上げ案は、看護師月4000円、介護・保育月9000円と低額賃上げ、対象期間は2月～9月と短く、対象者も限定し、早々に申請を締め切ろうとしています。

## 全ての労働者の大幅賃上げめざす

自治労連、医労連、福祉保育労等が参加する全労連国民春闘共闘会議は、この運動を「ケア労働者の大幅賃上げアクション」と位置づけ、1月15日にキックオフ集会を開催しスタートしました。黒澤事務局長は、岸田政権の示す賃上げ案では「まったく足りない。月額4万円以上、時間額250円以上の賃上げを求めると強調、「ケア労働者の大幅賃上げ実現アクション」で、医療・公衆衛生を立て直し、全ての労働者の大幅賃上げに波及させようと呼びかけています。

日本社会をポストコロナの新しい時代へと再起動させ、ケア労働者の賃上げを突破口に全ての労働者の大幅賃上げのために①「仲間を増やす」②「当事者が声を挙げる、当事者の声を集める」「宣伝や呼びかけを行い、当該労働者との対話を深め、労働組合が強く要求し団体交渉で賃上げを勝ち取り、当事者からの声を集め、新しいのち署名の推進（100万筆目標）、SNSのアピール行動等です。コロナ禍での運動ですが、労働組合を強固にし、大幅賃上げの実現、配置基準の改善と人員増を共に勝ち取っていきましょう。

## 労働相談一ヶ月

### ～給与振込口座開設は強制か～

Q アルバイトをしています。店長から給与振込のため会社の取引銀行の口座を作るように言われ

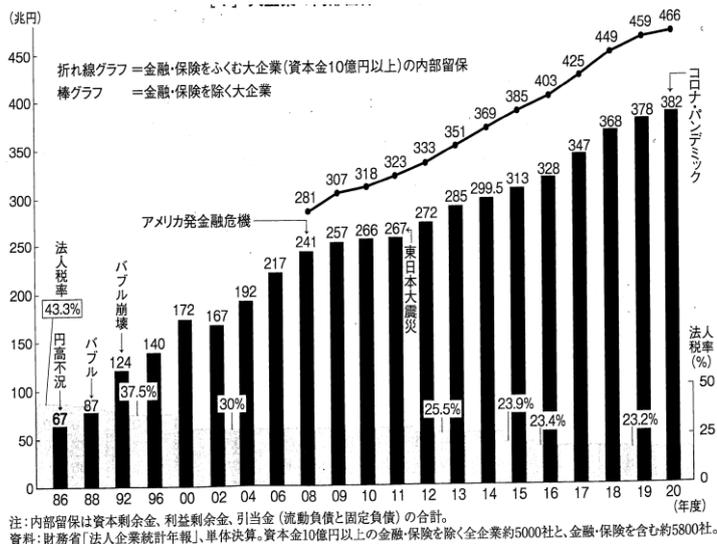


図2 コロナ禍でも大企業の内部留保が466兆円に伸びる

ました。自分の口座があるので、その口座に振り込んで欲しいと希望しましたが、会社指定の銀行でないから駄目だといわれました。いつまで働くのかわからないで、口座を作りたくないのですが。

A この相談は、会社が給与支払いの原則を知らないことから起きているものです。

まず、給与支払いの 5 原則を確認しましょう。①通貨払い、②直接払い、③全額払い、④毎月払い、⑤一定期日払いが労働基準法に定められている原則です。振り込みは、例外として、労働者が同意した場合に認められているものです。

したがって、給与の振り込みは、給与の支払い者が、労働者に理解を得るための説明をし、同意を得て初めて実施できる制度です。この原則を踏まえて相談内容を検討すると、会社の一方的指示を強制するということが不適切な対応といえます。

なお、振込の合意が成立しない場合は、法の定め通り、給料日に給与支払い明細書と現金が入った封筒を直接受け取ることになります。

仮に、6 カ月契約の場合、振込の合意が成立しなかったことで、契約期間の途中で雇止め（解雇）をすることは、雇止めの合理的理由となりません。そのため多くの会社では、複数の金融機関を指定したり、労働者がすでに利用している口座を認めているところが多くあります。

この相談は、単に経営者が法の定めを理解していないことから生じていますが、その背景に、労働法や労働者の権利を軽視する社会的風潮を強く感じさせます。【中林】